

東京都ひきこもりに係る支援協議会  
ひきこもり等支援プログラム検討部会  
(令和4年度第2回)

令和5年1月12日

(午後 6 時00分 開会)

○小澤生活支援担当課長 定刻となりましたので、ただいまから令和 4 年度第 2 回東京都ひきこもりに係る支援協議会のひきこもり等支援プログラム検討部会を開会します。

本日の開催に当たりまして、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、出席くださいますこと誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきます生活福祉部生活支援担当課長の小澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の会議資料でございます。資料 1 から資料 7 を事前に送付させていただいておりますが、議事の都度、落丁等がございましたら、事務局にお申し出ください。

なお、第 1 回の内容につきまして、事務局のほうで整理いたしまして、本日の資料 3 といたしまして、委員の皆様方に共有させていただいております。

また、本日の会議でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ウェブ会議形式による開催となっております。

協議会要綱第 9 条によりまして、会議は公開となっております。また、本日、傍聴の方もいらっしゃっております。

会議資料及び議事録につきましては、後日、ホームページのほうに掲載させていただきます。委員の皆様が御発言される際は、挙手していただき、部会長から指名されましたら、マイクのミュートを解除した後に御所属とお名前をお願いいたします。その後、続けて御発言をお願いいたします。なお、発言が終わりましたら、再度マイクをミュート状態にしていただきますよう、お願いいたします。

接続状況を考慮してビデオを停止される場合には、チャットを使用してお知らせいただきたいと思います。また、接続状況が悪い場合には、ビデオを停止するか、一度退出して、再度入室するなどの対応をお願いいたします。

次に、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。資料 2、委員名簿を御覧いただきたいと思います。名簿の順に御紹介させていただきます。

中島委員、斎藤委員、上田委員、林委員、森委員、西委員、遠藤委員、河野委員、井利委員、小野島委員、それぞれ御出席をいただいております。

続きまして、東京都の出席者を紹介させていただきます。

高橋生活福祉部長でございます。

○高橋生活福祉部長 よろしく申し上げます。

○小澤生活支援担当課長 福祉保健局の関係各部に加えまして、産業労働局、教育庁、生活文化スポーツ局からも出席をさせていただきます。

それでは、ここで高橋生活福祉部長より御挨拶をさせていただきます。

○高橋生活福祉部長 皆様、こんばんは。生活福祉部長の高橋でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より東京都の福祉保健医療行政に多大なる御協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、本日は御多用のところ、御出席

を賜り、誠にありがとうございます。

さて、前回の第1回東京都ひきこもりに係る支援協議会ひきこもり等支援プログラム検討部会におきましては、現行の支援プログラムの見直しの目的と方向性、また位置づけについて事務局より御説明をさせていただきました。委員の皆様方からは、現行のプログラムやガイドラインという枠組みの変更も含め、見直しの方向性について御賛同いただくとともに、家族支援の重要性、支援団体と自治体等との連携に関する課題や都が登録、発信している支援団体のスキルとモラルの確認の必要性などにつきまして、様々な御意見、御提案をいただきました。第1回の内容につきましては事務局で整理しまして、本日の資料として事前に共有しているところでございます。

本日、第2回の開催となりますが、本日はひきこもり等の支援ガイドラインの活用方法、また都の連携団体の質の確保、オープンダイアログについて御意見を頂戴したいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、専門的な視点で、あるいは当事者の目線、家族の目線で忌憚のない御意見を賜ればと考えております。

私ども東京都といたしましては、本部会でいただいた御意見を踏まえ、当事者や御家族がそれぞれの状況と心情に合った居場所や活動の場を選択し、自己肯定感、自尊感情を取り戻しながら生きる意欲を高め、社会とつながることのできる地域社会を目指し、中高年層を含めた全世代を対象とした多様な社会参加の場の充実に取り組んでまいりたいと思っております。

2月には本部会の親会でございます支援協議会の開催を予定をしております。ひきこもりに係る支援の充実に向けた提言を踏まえたひきこもりに係る支援の推進に向けて、皆様方のお力添えを賜りますようお願いし、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○小澤生活支援担当課長 それでは、続きまして、中島部会長より一言、御挨拶をお願いいたします。

○中島部会長 皆さん、こんばんは。お忙しいところ、御参加いただきまして、ありがとうございます。

今、部長の御挨拶に尽きるのかと思いますけれども、前回からこのガイドラインの議論というものが進んでまいりまして、まさに支援者を軸にした支援の形から、当事者、家族を軸にした支援の形というものに変えていくということが検討されているのかなと個人的には思っています。

そういう中で、今回も委員の皆さんから様々な積極的な御提案、御意見があることは大変うれしく思っておりますし、そういう中でしっかりと中身を議論していけたらいいかなと思っております。年末には孤独・孤立対策ということで国からも一定の方向性が出たところですが、東京都としてこういった議論ができていることは、部会長として大変すばらしいことだと思っておりますので、ぜひ今日も積極的な御意見をお出しいた

できればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○小澤生活支援担当課長 ありがとうございます。では、これ以降の進行を中島部会長  
にお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○中島部会長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

前回は、現行のひきこもり等の若者支援プログラムの見直しの目的と方向性、位置づ  
け、ガイドラインとしての案について、事務局より説明をいただきまして、皆様から  
様々な御意見をいただきました。

本日は、第1回の議論を踏まえて、本ガイドライン案の活用方法を共有し、支援団体  
の質の確保に向けた意見交換を行いたいと思います。

一つ目の議題に入る前に、前回の議論と、それを踏まえたプログラム案の修正点につ  
いて、まず事務局から御説明をお願いします。

○小澤生活支援担当課長 それでは、資料3のほうを御覧いただきたいと思います。

資料3は、前回の部会での意見をまとめたものでございます。

1ページ目は、このガイドライン案の方向性ということで、様々な御意見をいただい  
ております。

丸の六つ目では、家族支援の推進ですとか、家族全体の包括的なアセスメント、中高  
年層を含めたガイドラインという点ですとか、その後、三つ目の丸、家族会や当事者団  
体を含め民間の支援団体が自治体と協働していくことの重要性、また自治体が安心して  
つながることができる支援団体の指標といった御意見。

次の点では、一定のモラルを持つ団体の重要性、また、当事者本位の視点といったよ  
うな御意見をいただきました。

次の2枚目、当事者支援という観点での御意見をまとめてございます。

2点目の丸では、訪問相談（アウトリーチ）の項目で、本人の同意がある場合のみ行  
うという記載の追加ですとか、家族のためでない、本人の同意なく、本人に対しアウト  
リーチすべきではないという御意見ですとか、その二つ下ですね、当事者にとって最大  
の利益を目指すことが非常に重要であると、こういった御意見をいただいたところです。

次は、家族支援についての項目でございます。

入り口となる家族会という居場所としての支援の話。次の丸では、家族にも支援が必  
要だということ。次の丸では、きょうだいの点で、きょうだいが集える場所が増えるこ  
とが必要だというような御意見をいただいております。

次に、関係機関との連携、広域連携につきましては、自治体がNPOの活動と結びつ  
いて、多様性も確保しながら活動のリーチを広げていくこと。次の丸では、区市町村行  
政や窓口がこのガイドラインに基づいて、一緒に連携するといった視点。

次の3ページ目、二つ目の丸では、区市町村によるガイドラインの活用ですとか登録  
事業者の連携といった点の重要性。その四つ下では、区市町村と東京都ひきこもりサポ  
ートネットとの連携、保健・就労・教育と福祉の窓口との様々な協働も重要だと、こう

いった御意見を賜っています。

その下のほう、連携する支援団体についての御意見です。判断基準のお話が出ています。

また、三つ目の丸では、支援員がどういった理念やまなざしで関わるか、こういった点の重要性。4ページ目、三つ目の丸では、支援団体の登録に関する基準に加えまして、支援団体が支援を行う中で、区市町村との連携をしやすいようなものであるといいと、こういった御意見をいただいています。

最後に、その他のところでは、一つ目、訪問する中で家族と支援者の会話を本人が聞いていて、そこから本人を含めた家族全体が変わっていくと、こういった視点でオープンダイアログについての御意見をいただいております。二つ目の丸では、就労支援というところも一つのルートとして押さえておくべきである。こういった御意見もいただいております。

次に、資料4を御覧いただきたいと思います。

こちら、前回から修正を少し加えさせていただいたものです。こちらも御説明をさせていただきます。

文言をいろいろと整理をしたことに加えまして、2ページ目、5の項目のところ、ひきこもり等のプログラム検討部会を設置して議論をしている経過を追記してございます。

それから3ページ目の(4)、これは本日、ガイドラインの活用について御意見を賜りますけれども、ここの(4)のところ①、②、③、④というところで、東京都の活用の方法について記載をしているのと、(5)に区市町村に参考としていただく、活用していただくことを追記してございます。

次に、3の(1)当事者の自主的な活動、地域家族会を含むというところを明記させていただいたのと、(2)の対象者のところのまたのところ、様々な年代の当事者や家族が安心して利用できる支援団体の選択肢を広げることを目指している、ここを追記させていただきます。

次に、4ページ目、(5)のところ、家族の中にきょうだいを含むといったところを追記させていただいております。

続いて、ガイドラインの中に入ってまいります、6ページ目、相談・支援のところ、当事者の同意を得たアウトリーチというのを一番上に入れたり、家族に対する訪問相談、こういったものも追記してございます。

6ページ、【3】の社会参加への準備支援のところでは、能力をスキルと言い換えたり、第3で、前文のところ、申し上げたようなところを修正しております。

次に、7ページの真ん中辺でございます。エのところ、電子メールやSNS、オンラインの相談の場合に、表現による誤解を生じやすい、相手を傷つけないようにといったようなところを加えさせていただいております。

次に、8ページ目、クのところ、意思決定と意思表示の支援のところ、決定や表明

を強制しないというような留意事項を追記させていただいています。

それから10ページ目、社会参加への準備支援の中の(2)の目的の後段、当事者が就労・就学を望んだ際の支援の提案について記載をさせていただいております。

それから、最後、14ページ目を御覧いただきたいと思います。

14ページ目は、5の(1)で、ひきこもりサポートネットや様々な区市町村のいろいろな関係機関も含めて、協働、連携というところで、各区市町村のプラットフォームへの参画といったところで記載をより具体的にさせていただいたのと、(2)のところで、各支援機関との協力体制の構築というところ、この中の他の支援機関等といったところに福祉的就労、生活困窮者自立支援制度の様々な中間的就労も含む事項、それから地域若者サポートステーションやハローワーク、保健所・保健センター、こういったところも記載をさせていただいて、ここのガイドラインと様々な各支援関係機関との協力体制を、若干詳しく、具体的に書かせていただいたところがございます。

その他、文言整理等、入れさせていただいております。資料3と資料4の説明については以上でございます。

それから、第1回プログラム研究部会での発言の補足ということで、八王子市福祉部生活自立支援課の遠藤委員と、それからKHJの事務局長の上田委員から、それぞれ御意見を頂戴しておりまして、このお二方の資料を委員提供資料ということで、二つ送付をしております。

以上でございます。

- 中島部会長 ありがとうございます。それでは、遠藤委員から順次、説明をいただくということでよろしかったですか。
- 小澤生活支援担当課長 はい。よろしく申し上げます。
- 中島部会長 それでは、八王子市の遠藤委員から追加資料ということで、御説明をお願いいたします。
- 遠藤委員 八王子市の遠藤です。皆様、どうもお疲れさまです。

今回私のほうから出させていただきましたのが、前回、検討委員会の中で就労支援について私のほうから発言をさせていただいたんですけども、どうも後で議事録を見返してみても、私の説明がかなり拙いというところが感じられましたので、念のため少し文書にして、皆様に御覧いただければと思ひまして、今回、資料として出させていただきました。

内容につきましては、先ほど事務局のほうから御説明いただいた中にも十分に反映していただいていると思ひますけれども、ひきこもりの方の御支援に関して、就労支援というものがどういう位置づけになるものかというところが、この協議会に就労支援代表ということで参加させていただいておりますので、そのところの確認をさせていただければと思ひまして、資料を出させていただきました。

内容に関しましては、前回の委員会のほうで話をさせていただいたとおり、就労支援

ということに関しては、決して強制するものではありませんし、それのみを目的とするものではないということは、もうこれまでの委員会での論議を通じて、もう本当に共通認識事項になっております。私もやはり就労ありきの支援ということでは、決してないということは重々理解しております。

ただ、その上で、必ずしも就労・就学を前提とするものではないという表記の中で、逆に、特に就労というものに関して、否定的なもし風潮が出てしまうと、それもまた大きな弊害になるのではないかなと思ひまして、今回、意見を出させていただきました。

私も、今年に入りましてひきこもりの方の面談などを行っている中で、やはり仕事、就労ということに対する問題、これの動機づけというところが、やはり重要である反面、ものすごく難しいというところで、ややもすると、親御さんから仕事を紹介してもらいなさいということで来られた方がいらっしゃる中で、じゃあ、すぐにお仕事を紹介していいのかどうか、あえてそれを少し止めて、もう少し前提の支援から始めたほうが、というところを御本人と話をさせていただく、あるいは家族と話をさせていただくということが支援の中である中で、就労支援をどこの時点で、あるいは御家族、御本人、それぞれに対してどういう対応でお話しさせていただくかというのは、支援の立場から申し上げると本当に悩むところなんですけれども、そういう中で、就労支援というものをどういう位置づけで、どういう段階で、どういう内容でお話ししていくかというのも、ひきこもりの方の支援にとっては大きな問題ではないかなと思ひまして、プログラムの中で全てを取り込むというのは、それは難しいお話です。

ただ、プログラムを活用する中で、就労支援というものがどういう位置づけになるかというのは、これから支援に御参加いただく団体、皆様にもぜひやっぱり知っていただきたいという思いがあります。

現実的に申し上げますと、今、地域支援の中でひきこもりの方の居場所づくりが本当に進んでいます。まだ八王子はこの点がすごく遅れていますので、もっと進めていかなければならないんですけれども、ただ、残念ながら、そこから先、実際、御本人、当事者の方たちが仕事をしたいというお気持ちになったときに、つなげられる支援がやはりものすごくまだ限られているという状態があります。

年代とか状態によっては、若者サポートステーション、あるいは障害者施策での就労支援というものがありますけれども、それが全てひきこもりの方の支援に対応できるというものではありません。私どもの就労準備支援、就労訓練事業、まだまだ力が足りないという中では、今後、そういうところをもう少し活発にしていくのも、ひきこもりの方の支援にとって必要なのではないかなと思っているところです。

ということで、就労支援の立場からちょっと感じたところを資料にしてみましたので、御一読いただければありがたいと思います。

以上です。

○中島部会長 遠藤委員、ありがとうございました。遠藤委員の資料、委員提供資料とい

うことについているかと思いますが、こういった御意見を踏まえて、今回のガイドラインの案のほうの10ページに、当事者が就労・就学を望んだ際は、当事者の状況等を十分に踏まえ、タイミングを見極めて、当事者にあった支援等を提案するという形で事務局のほうで加筆をしてくれていますので、御確認いただければと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、引き続いて、上田委員、いかがでしょうか。お願いいたします。

○上田委員　こんばんは。では、本日提出した資料の画面共有をお願いしてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

先ほど本ガイドラインの最もポイントとして、当事者と家族の思いを軸として、このガイドラインを改定していくということ。事務局からもありましたとおり、果たしてこのガイドラインは誰のためのガイドラインになっていくのか、そういう根本的なところにちょっと立ち返って、本ガイドライン、このひきこもりなどの支援、ガイドラインの支援というものが指す意味をもう一度読み解いてみまして、そもそも家族会でこの支援をするという言葉はほとんど用いられないんですね。

なぜならば、当事者会も家族会もそうですけれども、お互い助け合って、支え合って、自分たちに必要な支援を自発的に自分たちでつくってきた歴史があります。もう20年以上、家族会もずっとつながり続けて、そこから何が必要だったのか、家族や本人が元気になっていくために何が必要なのかということはずっと取り組んでいた歴史があります。

そういった相互扶助の精神に基づいて、一方が支えで一方が受け手、一方が支援者で一方が利用者という枠組みではなくて、互いに支え、支えられるという、そして人と人ですよね、本当に肩書でもなくというのかな、やはりこの気持ちを分かち合えて、そこであれば安心していただける、まさに居場所もそうだと思いますけれども、この安心感、こういった人と人が出会って、関わっていく、その大切なものがこのガイドラインに含まれているべきなのではないかと考えております。

そういったところから、本ガイドラインの名称は果たして支援ガイドラインでいいのでしょうか。ほかの名称案として、ちょっとこちらに挙げておりますけれども、ひきこもりなど、様々な関わり合いを含んだ意味として、サポートという言葉、「ひきこもり等のサポートガイドライン」、もしくはひきこもりに今後いろいろな方が関わっていく中で、「関わる方へのガイドライン」などが考えられるのかなと思って記載させていただいております。

もう一つ、本ガイドラインで回復することというのは一体何なのかということ、これは東京都の提言にも書かれておりますが、ガイドラインにも明確に記載が必要かと思っております。どうしてもまだまだ回復という言葉からはひきこもりを脱することを目的として支援をしないと、という、そういう思い込みがまだまだ強いと思っております。

その中で、今回、東京都の提言にまさに、まずは一人じゃないんだ、孤立感が解消されていき、そして生きていてもいいのかなという、生きる意欲を少しずつ取り戻しなが



ら、自己肯定感、自尊感情を取り戻していく、そして何よりも、当事者と家族それぞれがこのプロセスを経ていく、これを回復として明確に明記したほうがいいかと思っております。

そしてその下に、支援の目標についても、今回本当に自立支援ではないということが明記されましたが、そこから当事者などの尊厳の中に、当事者と、そして家族、家族もまた、自分自身の、本当に親としてのこれまでを、自分がやってきたことを本当に責めさいなんで、しんどい思いを出せずにいる御家族がまだまだたくさんいる中で、当事者や家族、それぞれが自分自身を取り戻していく、そして生きていこうと思える、そういう支援目標を掲げていただきたいと思いますと思っております。

今日は時間が限られておりますので、私の資料を全て口頭で説明する時間はございませんが、あとポイントといたしましては、家族支援の推進、今回入りましたけれども、なぜ家族支援が必要なのかというところの理解がまだまだ、本当にまだまだ一部ではないかと自治体を回っていて思うところもございます。

そういった中で、最初に相談につながる家族にとって、御家族の話にとにかく耳を傾けて、御家族が安心して自分の思いを、しんどいという思いも含め、思いが語れる、そういう家族相談、そこから少しずつ、自分の子供という姿を少しずつ見ていくことが家族もできるわけです。本当に心のゆとりがないときは、子供の姿もなかなか向き合えないわけなんです。そういう中で家族が安心を得て、希望を取り戻していくというところの文言も加えさせていただいております。

あともう一点、相談・支援のところで、なぜ家族同士の交流会はもちろん安心を得ていく、情報交換なども非常に必要なんですけれども、やはり親自身が学びを得て、親子関係が修復されていく、この大切さを家族会はずっと実践してまいりました。親子関係の修復の中に、家族は本人を応援していく、本人の伴走をしていく、そういう一番身近な存在になっていきます。そして、支援員と家族が、支援員の方は家族を通じて、御本人と会えなくても、間接的に支援を行っていくことができる。土台にやはり親子関係の安定というのは欠かせないと思っております。そういった点も書かせていただきました。

あともう一点少し気になったところが、社会参加への準備支援のところ。ここに、自分が社会において役に立つ存在であるという、自信を向上させるという言葉がありました。ただ、この役に立つという、自分が生きていていいのだろうかと常に問い続けている御本人にとって、評価や周りの目に、あなたは役に立つ存在だからという、これもひとつ、とても現実としては、自分は役に立たなければ排除される、一步間違えればそのような、本人をどんどん社会からさらにまた傷を深めていくような体験活動にもなりかねないと思います。今回、自己肯定感や自尊感情を取り戻すといったところも含めて、この社会活動の中、社会参加への準備支援についても、御本人の存在が社会において必要とされるあなたは存在なんだよ、ということを含めた自信を向上させることのできるというところの文言を書かせていただきました。

本当に当事者と家族の心情に寄り添う複数の支援員や専門家といったところも書かれておりましたけれども、まだまだ理解はこれからといったところもあります。やはり相談の現場につく方が、例えばひきこもりの方の相談を3年以上、ないしは5年以上とか、何らかの経験を積んだ方に、じゃあ、そこでスーパーバイザーをやっていただく、見立てをしていただくなど、しっかりとした人材育成と支援体制をつくっていただきたいと思っております。

最後のページに、都の連携団体として協定を締結するに当たり、実地確認する主な事項、これはちょっと先の議題かもしれませんが、先ほど申しました家族会は支援機関ではありませんので、相互扶助の精神に基づく活動というところでは、利用者ではなく参加者、そして支援活動ではなく、どちらかという自発的な自助活動という内容になってくるかと思いますが、支援員ではなく世話人という文言もぜひここに書いていただきたいと思っております。

家族会も本当に大事な、連携なくしては支援はないと思っておりますので、こういった言葉を一つ一つ大切にガイドラインに反映していただきたいと思っております。

私からは以上になります。ありがとうございました。

○中島部会長 ありがとうございます。今、御発言いただいた内容について、既に事務局のほうで、今回のガイドライン案に反映していただいている部分もあろうかと思しますので、事務局から何か補足的な説明ございますか。

○小澤生活支援担当課長 ありがとうございます。本日、送っていただきまして、気づかされるところがいろいろございました。また、次回の親会でも部会の構成員でない方から御意見もいただこうかと思っておりますけれども、そういったものもきちんと反映しながら、東京都としてガイドライン、最後につくってまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○中島部会長 ありがとうございます。今、御説明いただいた内容について、皆さんから改めて御意見、御発言いただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。ガイドライン案についてですね。

では、林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。資料4で幾つか気になった点がありますので、一つずつお伝えしていてもよろしいでしょうか。

今回のガイドライン、基本的には非常に当事者や家族に寄り添ったものになっていると思っておりますし、こういった内容はまだまだ全国的にも少ないと思っておりますので、そういう意味ではとてもうれしいなと思ったところはあります。

その上で幾つか気になった点ですが、まず1ページ目の1の1、これからお話しする部分は今の上田委員のお話とかぶる部分もあるかと思っておりますけれども、当事者一人ひとりの尊厳を守るところの最初の1行に「回復する」という言葉が使われています。これは次の2のところでもやはり回復という言葉が使われているんですけども、この回復

というのは何か病気から回復するというようなイメージがどうしてもするなという気が、私はしています。

ですので、例えば、当事者への支援はその人の尊厳を守り、その人自身が自分の人生を生きられるようになるとか、納得した人生を送れるようになることを目的に行われるものであり、といったようなほうがいいのかなと思いました。

それから次の2のところですが、生きづらさを抱える当事者の尊厳を守るためには、当事者が身近な人や地域とのつながりを回復することが必要だと書いてあるんですけども、当事者が尊厳を守るために地域とのつながりを作るというのは、ちょっとぴんときないんですね。そうではなくて、尊厳を守るためには、当事者の身近な人や地域の理解が必要なんじゃないかなと思いました。周りの人に理解していただくことによって、その尊厳を守っていくという意味合いのほうが通じるのかなという気がいたしました。

それから、3ページ目の2の一番最後のところですけども、区市町村プラットフォームを構築しますというところがあります。これはもうぜひ本当に早くお願いしたいと思っていますところですよ。

それから、6ページ目のところの一番上のところに、先ほどもお話がありましたように、当事者の同意を得たアウトリーチと書いていただきましたけれども、本当にここは非常に大切なところですので、もう少し詳しく当事者からの依頼があった場合にとか、もしくは同意を得た場合というようなことは、しっかり入れていただけたらと思います。

同じく、この三つ目の段落のところなんですけれども、訪問相談の際は、というところですね、その次の行の必要に応じて外出への付添いを行い、自宅から外へ出ることへの支援を行うというのがありますが、この自宅から外へ出ることへの支援を行うという一文が、外へ出ることありきだなと感じたんですね。ですから、本人の同意を得た上で、アウトリーチを行った場合に、相談やカウンセリング、情報提供など、それから必要に応じて、外出への付添い等を行う、というところまででいいのではないかなと思いました。最初から、外へ出すんだということが目的になっているという印象を与えるような気がしました。

それから、その下の【3】のところですね。これは先ほど上田委員からもありましたけれども、ボランティアだけではないなと思うんですね。現在、超短時間雇用というような形で、1日15分とか、1日1時間というような形で仕事を体験していく、始めていくという取組も全国の幾つかの自治体で始まっていますし、そういったようなものも入ってもいいのかなと思います。当事者からすると、またボランティアねと、何でも取りあえずボランティアをやらせればいいと思っているでしょう、というような気持ちになってしまうかなと思いました。

それから、同じくこの文の中の生活習慣の改善やコミュニケーションスキルの向上というのが、やはり当事者はそういったことができていない駄目な人で、ちゃんとした社会人になるためには、そういうことが必要なんですよということを言われているような

気がします。問題があるのは当事者側だというメッセージにも聞こえます。

ちなみに、私は今でも、結構生活習慣はめちゃくちゃなんですよ。昼夜逆転したりもいまだにすることがありますし、生活習慣なんて全然ちゃんとしていないですけど、何とかやっているんですよね。ですから、そういったことを改善するとか、コミュニケーションスキルを高めることは、実は当事者にとって、とても難しい人もいますよね。ですから、そういうことができないと駄目なんだというふうには、やはり見えてほしくないなということがあります。

同じように、先ほどもお話がありましたように、役立つ存在であるというのは、やっぱり役に立たなければ駄目なのかと感ずると思いますので、そういったボランティアとか、様々な活動を通じて、あるべき社会人の姿にさせるんだというような書き方というか、メッセージになってしまうのはちょっともったいないかなと思いました。

それから、次に10ページ目になりますが、10ページ目の【3】社会参加への準備支援の中の(2)支援の目的、これの最後の2行のところですが、当事者が就労・就学を望んだ際は、状況等を十分に踏まえ、タイミングを見極めて支援等を提案するとあるんですけども、これ、ちょっと正直上から目線だなという気持ちになりました。というのは、状況を踏まえて、タイミングを見極めるのは、これ、誰がそうするんでしょうかと思っただけです。これは、支援者の人が状況を見て、タイミングを見極めるのではなくて、もちろんそういう様子を見るということは、当然支援者の方としてあると思うんですけども、あくまでもそれをやるのは、やっぱり本人なんです。ですから、例えば、就労・就学を望んだ際は、本人の希望に添って情報の提供やサポートをするという書き方のほうがいいのではないかなと思いました。

それから、その下のほう、(3)支援内容のイの(ア)のところなんですけれども、家族向けのセミナーや説明会の開催のところに、参加した家族からの相談を通じて、対象者を把握するとあるんですけども、当事者は把握されたくないんですね。ですので、家族からの相談に対しては、あくまでもその御家族、親御さんの相談に応じていただきたいんですね。もちろんその話を聞くことで、実際に把握するということはあると思うんですけども、把握することを目的にはしてほしくないなと思います。

それから、すぐ次の(イ)なんですけれども、ここも後半の部分で、把握した対象者が支援を受けられるよう、必要な働きかけ等を行うとありますが、その働きかけは本当に必要なのかなというところをちょっと感じます。把握されて、必要だと認識されて働きかけをされるんだと思うのは、とても当事者にとっては怖いことです。ですから、働きかけは別にしなくてもいいんじゃないかなと私は思います。

むしろそれよりも、全体を通じて言えることなんですけれども、当事者が情報をいち早くキャッチできるということ。そして、この支援なら受けてみたい、この人になら会ってみたいと思えるようなものをつくり、それをどう発信していくかが大切ですので、支援者の側から捕まえに行つてほしくないんですね。それをちょっとここで感じました。

最後になりますけれども、これはどこが、ということではないんですけれども、やはり若干今お話ししましたように、支援ありきのものになってしまっているかなという気はしました。やはり当事者に効果的な支援といいますか、一番当事者にとってハードルが低いのは、やはり当事者がやる、もしくは当事者と一緒に実施するイベントや当事者会だと思います。この当事者会や居場所なんですけど、今現在、東京都内で果たして片手ぐらいあるかどうかという気がしているんですね。各区や市、町に一つずつあるかといったらないですよ。まだまだ、当事者会や居場所ってほとんどないと言っていい状況だと思うんですね、東京都内であっても。そういう居場所を自分たちでやりたいと言っている当事者は今とても増えてきているんですが、その声に応えてくれる自治体や団体がほとんどありません。例えば国立市の社協さんは、ある当事者の思いを受けて、一緒に居場所をやっていて、そこは今男女問わず、二、三十人が毎回参加しているという、非常に活発な、もう2年ぐらいたつんですけれども、やっているんですね。

ですから、やはり当事者が自分たちで活動したいと言ったときのサポートや、例えばイベントや講演会、当事者と一緒に作るようなものですね。そういったものをもっと行って、そういうところには、たくさんの当事者が来ますので、そこでこういうサポートネットであったり、東京都の支援などの情報を渡して、窓口につないでいけるといいう形をつくっていかないと、これまで同様、東京都にはサポートネットがあります、こういう支援がありますと言っている、実際にはほとんどの当事者がそれを知らないわけですよ。それがとてももったいないことだと思いますので、当事者たちと一緒に支援をやるんだとか、当事者がやる動きをサポートするんだというようなところを、もう少し支援者がやる支援ありきではなくて、そういったところがもう少し理念としてどうか、方向性として入るといいかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○中島部会長 ありがとうございます。

当事者本人が関わりたくなるような情報発信、それに基づくサポートということが大事なんだということだったと思います。支援という言葉や回復という言葉、これについていろいろ御意見をいただいたと思います。ありがとうございました。

少し予定を押ししておりますので、ここでまず事務局のほうから、ひきこもり等の支援ガイドラインの活用方法について、追加で、まず御説明いただいて、また意見交換をできたらと思いますが、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○小澤生活支援担当課長 ありがとうございます。

資料の5-1を御覧いただきたいと思います。

本日、いろいろな御意見をいただいた中で、このガイドラインの話と、それ以外の話と、前回の話もいろいろと含まれております。今回、そもそもこの若者社会参加応援事業と、それに基づくプログラムがあって、これの改定をしていくということと、それ以外の取組といろいろとあるんですが、今回のガイドラインについては、このような形

での活用を考えています。

資料5-1に簡単に(1)、(2)、(3)とあるんですが、このガイドラインそのものは、支援団体や関係機関等に活用いただくというのが、この(1)が基本となるものでございます。これは、改定前のプログラムにも共通するような理念でございます。

これに加えて、(2)のところは、これまでは民間支援団体を登録して、基準に合わせて審査をしてという形でしたが、これについては、考え方を変えまして、団体について、都の連携団体として協定を締結するという形に変えていきたいと考えています。

それから、(3)、東京都の関わりだけでなく、この辺りは前回遠藤委員から御意見をいただいたところですが、東京都のガイドラインではあるんですが、各区市町村も行政だけではなくて、民間支援団体と連携しながら、また地域家族会等とも連携をしながらやっていただきたいというところを含めて、身近な地域における支援団体ですとか、これから東京都が当事者の自主的な活動ですとか、地域家族会を連携団体として増やしていくことができれば、それを含むプラットフォームを構築したいと考えています。

それから、ガイドラインが全ての支援、ひきこもりに係る全てについて適用するものではないと、東京都としては考えておりまして、ある意味、ひきこもりに関する支援の考え方は、昨年まとめた提言ですね、こちらが大きな方針ということになっています。その中で、居場所ですとか、社会体験参加活動を行っている団体がたくさんあります。こちらに関わるガイドラインという、少し分野を絞った議論ということできさせていただきたいと考えてございます。

その中で、今回の部会で様々な御意見についても、この部会の枠を超えて、東京都としても意見を尊重してまいりたいという立場については変わりありませんので、よろしく願いいたします。

資料の説明としては、以上でございます。

○中島部会長 ありがとうございます。

東京都が主語になったときのガイドラインで、「支援」という言葉をどういうふうにするのか、使わないのか、「回復」という言葉をどう変えるのかとか、ちょっとこの辺はまた議論を重ねてうまくできたらいいかなと思って聞いておりました。ありがとうございました。

予定した時間を少し過ぎているんですけども、このガイドラインの内容、それから活用方法を見ていただいて、御意見があるという方はいらっしゃいますか。

河野委員でしょうか、お願いいたします。

○河野委員 青少年自立援助センターの河野です。

先ほどのお話にも関わってくる部分なんですけど、社会参加の準備支援の部分、私もこの部分をもうちょっと職業見学であったりとか、職場体験という文言、ボランティアだけではないほうがいいかなと感じています。

前回もちょっと触れたと思うんですけど、就労の部分だけじゃなくて居場所にも言え

ることなのですが、やはり地域の関わり、支えが、すごく重要になってくると思っています。当事者の方が何かしたいという思いが出たときに、なるべく幅の広い選択肢を提供できる体制というのは、我々、あえて支援団体という言葉を使わせていただきますけど、確保しておきたいと考えます。

ただ、なかなか地域の方にひきこもりの支援でとって、御理解をいただいたりとか、御協力いただけることは、結構難しいのが現状です。我々も地域に根差して40年近くやっている中で、職場体験とか、職場実習をできるような、企業を開拓してきましたが、そういう話をいろんなところに持っていっても、一歩間違えると、うさんくさい団体だと思われてしまったりとか、そういうこともよくあります。今回ある意味でいうと、都が認証してくださるような企画なので、そういう意味では、すごく交渉がしやすくなるかなとは思っています。

この就労の部分はすごく難しいところはあると思うんですけど、既存の就労支援、さきほど遠藤委員とかがおっしゃっていましたが、就労準備支援とか中間就労的な部分に関して、ちょっと福祉寄りの部分が非常に多いなと思っています。どうしても福祉寄りになると支援の途上で障害の文言というのが非常に多くなってきて、我々も障害を持っている方の支援もやっていますが、話していくときに必ず障害者がどうこうとか、そういう言葉がどんどん出てきてしまう。それって、当事者の方々にとっては、受け入れることが難しいことだと思います。また、御家族も含めてですが、かなり支援のミスマッチになる可能性が高いなと感じます。御本人のプライドのことも考えると、もうちょっと広く福祉に偏ったものではない、就労といっても知る機会の部分ですね、そういった部分が必要だと思っています。

福祉サービスのほうの就労支援であれば、結構協力してくれる事業者があります。それは障害者雇用のカウントになったりとか、そういったものがあれば協力してもらいやすいんですけど、どうしてもひきこもりという、そういう企業にとってのメリットが薄いです。ただ、ちゃんとそういう若者たちに関わりを持っていけば、元気になって、そういう意味では自分のやりたいことをやっていけるということが伝わっていくと、非常に一生懸命企業側も関わってくださるというのは、もうずっと見てきています。地域貢献をしたいという思いも結構持っていますし、それに対しての見返りって、別に求めている現状があります。とはいえ、ある程度数を広げていこうと思うと、やっぱり都がやっている、あるいは地域貢献をしていることということに関して表彰したりとか、公表していくような、せっかくの機会なので、そういうシステムというのの中にも盛り込んでいただきたいなと思います。うまく地域を巻き込んでいくような流れになっていかないと、どうしても提供できる支援の幅というの狭くなってしまいます。そういうことも含めたガイドラインになればと思い、提案させていただきました。

以上になります。

○中島部会長 ありがとうございます。

社会体験活動のところ、ボランティアだけではなくて多様なものという話だったと思います。

それから、就労についてのお話なんですけど、福祉に少し偏っているのではないかという御提案だったんですが、実はガイドラインに就労という言葉はほとんど出てこないんですね。そのために、実は遠藤委員から御提案があったということだったので、そこまでイメージの話かもしれないんですが、御心配いただかなくても、その点については大丈夫かなという気はしておりますが、いずれにしてももっと広く捉えたイメージでという御提案だったと思います。ありがとうございました。

斎藤委員が御参加されて、手が挙がっていますので、お願いします。

- 斎藤副部長 短くいきますけれども、用語の問題が幾つか指摘があって、非常にこれは繊細な議論ですばらしいと思ったんですけれども、まず「支援」という言葉を使うかどうかということと、「回復」という言葉を使うかどうかという、それぞれの御指摘があったと思うんですけれども、「支援」に関しては、サポートというふうに理解をするという案があったかと思いますが、私もそれは非常に賛成で、「支援」という言葉はちょっと色がつき過ぎているなという感じがありますので、この際、「サポート」という言い方のほうがいわゆる上から目線性が低いかなという印象もあって、それは賛成したいと思います。

それから、「回復」に関してなんですけれども、我々も福祉とか精神医療の業界でよく言われる言葉として、リカバリー概念とありますね。「リカバリー」という言葉であれば、先ほど林委員がおっしゃったような自分らしく生きるとか、あるいはハンディキャップが多少あったとしても、それとともに生きるという、そういったニュアンスが込められますので、普通の文章の中では自分らしく生きるという言い方で全然問題ないと思いますけれども、ある程度短く表現しなきゃならないという場合に関しては、きちんと転用した上で、この「リカバリー」という言葉に置き換えるというのもありかなと思いましたので、一応発言しました。

以上です。

- 中島部長 ありがとうございました。

先ほどの用語の議論のことについて、さらに御提案をいただいたと思います。ありがとうございました。

あとは、いかがでしょうか。

では、井利委員、お願いいたします。

- 井利委員 よろしくお願いいたします。

取りあえず、今のすぐくお話はよかったかなと思っているんですけれども、一応社会参加応援事業として、支援団体という形でずっと支援ということをする中で、支援するという言葉をなるべく使いたくないなという思いを持ちながらやってきてはおります。

ただ、たくさんの方の相談を受けたりとか、居場所とかをやっている中で、やはり本



当にその人のことを、ここの基本になっている、常に当事者本意の視点を徹底し、そして当事者の自己決定をといるところなんですけれども、それに向かっている人はいいいんですけれども、なかなかそれがよく分からなくなってきた、本当に生きるのも精いっぱいという方たちもたくさんおります。

それから、家族会にしても、自分たちで行ける人はいいいんですけれども、そこに到達できない方とか、それから、非常に恥の意識を持っていて、そこに参加することができないといった方が、本当にたくさんいらっしゃるかなと思うんですね。そういう中で、やはりこのガイドラインを作る中で、ある程度支援ということをしてほしいという方もいらっしゃるのが事実だろうなと思っていて、支援というのをどう捉えるかということなんですけれども、私たちは、ほかの支援者の方もNPOの方も、皆さんそうだと思うんですけれども、支援する人と支援される人が、ともに、私たちも含めて、どう生き直していくかということをやっていくというのが、これまでのやっぱり私たちのスタンスだったかなと思っていて、上から目線とかそういうことではなくて、ともにどう生き直すか、それを支援する側も、支援される側もともに生き直そうという、この社会の今の状態に向かって、やっぱり提言をしながら生き直していこうという気持ちがあるということなので、そういうところを御理解いただきたいというのが一つございます。

ですので、「回復」というところで、林委員がおっしゃってくれたのに賛成なんですけれども、回復するというよりも、やはりスティグマですよ、世間の偏見とか、それから、それによって伴って出てくる自分の中の自己スティグマといったものをどういうふうに解消していくかというところで、やっぱり「回復」という言葉よりは、さっき言った地域の身近な人の理解が必要で、それによってスティグマを取り去って、自分らしく生きることができるようになるというところに持っていけるのかなと思っておりました。今、「回復」という言葉に関してはそんなことを感じております。

それから、社会参加に関してもボランティアにちょっと偏っているかなと思っていて、実は、私たちのほうでも、中間的就労といったことをやっているんですけれども、きちんと賃金をいただいて、就労というかアルバイトとか、そういった中間的就労であっても、働いていくということによる、ものすごくやっぱりそれによつての自信を深めたりとか、それから、自分が必要とされているという感覚をより持つということがありますので、やはりここにボランティアにちょっと偏っているかなというのがあるので、中間的就労って前回もお話ししたんですけれども、そういった文言も必要かなというふうには思います。

お時間がないので、今日はそれだけお伝えしようかなと思いましたが、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○中島部会長　ありがとうございました。

思いは同じだと思いますので、あとは、どういう言葉の使い方なり、みんなが共有できるかというところだと思いますので、ありがとうございます。また、御提案いただい

たところを生かしていきたいと思います。

社会参加のところに中間的就労という言葉を入れてはどうかという御提案もいただきました。ありがとうございました。

それでは、一旦活用方法について、それからガイドラインについての部分は、ここまですて、先に進みたいと思いますが、いかがでしょうか。まだ御発言はございますでしょうか。

森委員、御発言ありますか。よろしくお願いたします。

○森委員 第1回が欠席になってしまいましたもので、なかなか御意見をお伝えする機会がなくて申し訳ありません。

林委員から先ほど国立の社協の話をしていただきました。社会福祉協議会、特に地域福祉コーディネーターという立場で、ひきこもりのケースに出会うことが少しずつ多くなってきているところです。国立社協と話していると、やはりオーダーメイドという言葉をよく使っています。こういった支援があるよ、と提案したり、提供するというよりも、オーダーメイドという言葉の中には、やはり一緒に考えるということを大事にしているところはあるのかなと思っています。

そういった部分をやはりすごく大事にしていかなければいけない時期かなと思っまして、少しガイドラインの中では、相談のところでは用意ドンというところは、どうしても出てくるんですけど、やはりその相談が始まるというところを大事にしなければいけないということは感じているところです。

どういった学習会とか勉強会とか、何かいろいろな機会を通じて、相談してみたいという気になるためにはどうしたらいいかということも重要だと思いますし、ましてや、相談というところが始まる時にも、用意ドンのところで、この人は分かってくれないなというような、そういった視点になってしまうとどうしてもということがありますので、その部分について、皆様おっしゃっていること大事な視点になっていますので、特に社協の地域福祉コーディネーターは出会うことが多いことだと思いますので、ガイドラインをうまく生かしながら、そこを大事にすべきで、できるだけ多くの方とつながっていくという、そして一緒に考えるということができるようになりたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○中島部会長 ありがとうございます。

東京都の調査でも、社会協議会の職員は非常にひきこもりのケースですとか、相談に出会っているという結果が出ておりますので、お話をありがとうございました。

ほかに一言御発言をというような方はよろしかったでしょうか。よろしければ先に進ませていただきたいと思います。

(なし)

○中島部会長 それでは、次に、議題の2番ですね。「都の連携団体」の質の確保につい

てということです。

先ほど都が協定を締結する連携団体について説明がありました。その連携団体の質の確保についてということで、事務局から御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○小澤生活支援担当課長 ありがとうございます。資料5-2の説明の前に、今、河野委員と井利委員から、それぞれ若者社会参加応援事業ということで、長年東京都の支援に御協力いただきながら、パートナーという形で長年やっていたお二方から御発言をいただいて、また本日も傍聴されておりますし、また、その他、今東京都に今20団体の若者社会参加応援事業の各団体がございますけれども、非常に、東京都とも様々な場面で連携を図っていただきながら、ずっと進めてきておりまして、その点については、本当に感謝をしてございます。

このガイドラインを作るに当たって、これまで東京都と連携をしていただいていた各団体等も今後とも連携をして、また、そういった各団体を頼りにしておられる利用者の方もたくさんいます。こういった関係をなくしてしまうのではなくて、これに加えて、新しい考え方も加えていきたい。そんな思いを持っております。

そうした中で、この資料の5-2で、今後、特に地域家族会ですとか、当事者の自主的な活動といったところも新たに連携をしていくということを念頭に置きながら考えていくと、実地確認ということが非常に大切になってくると、東京都としては考えております。その中で、事業を始めて、実地確認でこのようなものを確認していきたいなというところで、①から⑩ということで挙げております。

①で団体の理念ですとか、活動の拠点でございます。

②のところは、先ほど上田委員から、地域家族会との関わりの中でのアドバイスをいただきました。これ、非常に重要な点でございます。当然地域家族会について、パートナーシップを締結していく中で確認していくといった中では、参考にさせていただきたいなと思っております。②の活動の内容でございます。

③では、その利用料、それから参加料といったもの。

④では、基本的人権を尊重、これも非常に重要でございます。

⑤では、安全対策。

⑥個人情報の管理、この辺りも非常に重要なところでございます。

⑦は、閉鎖的なものではなくて、情報公開というものも非常に重要ですし、⑧では、その団体を見極めるというだけではなくて、どのような連携をされているかも重要なところでございます。

また、ガイドライン全体の理念に沿っているということが非常に重要なことと思っております。

⑩につきましては、その次のスライドですね、現行の若者支援プログラムは、3と4とで2段階で要件を確認しているところでございます。

3番では、支援団体について（１）と（２）を満たしているかどうかを確認しております。

それから、4では、対象から除外される事業ということで、団体のほか事業について対象になるかどうかを確認しているところです。これは、ざっくりとした考え方ですが、その中で都内での活動というところ、この赤字のところを参考に確認をしていきたいと、赤でくくったところについては、連携団体の対象除外項目に入れていきたいと考えております。都内での活動というほか、法令等の遵守ということで、政治活動、宗教活動ですとか、暴力団との関わりといったところを除外しているところは、引き続き見ていきたい。

それから、対象の除外の中では、（６）、（７）というところもございしますが、この辺も東京都の連携をしていく中では、引き続き確認をしてまいりたいと考えております。

といったところで、資料の5-2のところを今後確認をしながら、連携の幅を広げていきたいと考えておりますので、この辺についても御意見を賜ればと考えております。

以上でございます。

○中島部会長 ありがとうございます。

都が協定を締結する連携団体のことについて、確認事項の説明ということでいただきました。この点について、いかがでしょうか。皆様から御意見などがございましたら、お願いいたします。

遠藤委員、手が挙がっていますので、お願いいたします。

○遠藤委員 八王子市の遠藤です。

市町村の職員としての立場でお伺いしたいんですけれども、前回もお伺いしたかもしれませんが、今後連携団体を認定するに当たって、例えば、実地確認する主な事項（案）の②では、最後に支援の活動範囲といったようなものもありますけれども、どの辺りをレベルとして認定をしていくのか。

⑧では、他機関や区市町村等との連携状況とありますけれども、もしこういう実地確認をされるときには、逆に我々のほうにも、その団体に対しての連携状況などの確認があるのか、そういう双方向のものがあるのか。

あるいは、除外事項の（２）で、公的機関等との契約における違反がないこと、これ、私どもの例えば市の委託契約の中での問題が入ると思いますけれども、こういうことに関して、認定に当たって、我々市区のほうに、そういう確認をされる御予定というのはありますでしょうか。教えていただければと思います。

以上です。

○中島部会長 では、事務局のほうから御回答をよろしいでしょうか。

○小澤生活支援担当課長 遠藤委員、ありがとうございます。遠藤委員からは、活動のこの連携団体のガイドラインの活用についても、本当に意見をいただきまして、当該このガイドラインを活用するだけではなくて、市にもという力強い御発言をいただいたとこ

るでございます。

このスキームをどのようにやっていくかということについては、東京都のほうで事業化をする中で検討していくと考えてはおりますけれども、これまで書類で申請をしていただいて、審査会で登録をするという手順を踏んでいたわけですが、これからは、制限的に考えるというよりは、様々な当事者の方、様々な御家族の方がいらっしゃいますので、その方々に相談支援の中で、非常に不足しているものというのが多くあります。

一方で、地域で実際に活用されている資源というのもございます。ですので、様々な当事者に、東京都ひきこもりサポートネットも相談対応していく中で、こういった資源があることを把握できればいいという形のを広げていきたいと思っておりますので、この認定を厳格にししながら、各区市町村にこれを照会していくというところについては、今のところは考えておりません。

それよりは、現地確認の中で、本当にそこが通ったときに人権侵害が起こるようなところでないのかというようなところを、また上田委員からは、人と人との関係というお話もございました。相談員が安心して、そこについてパートナーシップを持ちながらできるかどうかといったところをよく確認をしていくということです。それを最初だけではなくて、引き続き継続していく中で、今も3年に1回更新はしていますが、相談の業務でのパートナーシップと、その現地確認での利用者さんの顔ですとか、そういった確認を重視しながらやっていきたいなと思っております。

また、その辺りのイメージは、事業化をする中で深めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○中島部会長 遠藤委員、よろしかったでしょうか。ありがとうございます。

多分広く受け止めながら、受け入れながら、問題のある団体に対しては、しっかりチェックをしていくということなんだろうと思います。

いかがでしょうか。皆様から何かございますでしょうか。

では、方向性としては、おおむね御了解いただいたということでよろしいでしょうか。

○斎藤副部会長 1点だけよろしいですか。

○中島部会長 斎藤委員、どうぞ。

○斎藤副部会長 この支援団体は、都から認定を受けた場合に、都から認定を受けていますということを宣伝といいますか、表示して活動することは可能と考えていいですか。

○中島部会長 お願いします。

○小澤生活支援担当課長 斎藤委員、ありがとうございます。

今の若者社会参加応援事業は、登録という形で、東京都側もそれをホームページですとかパンフレットで周知をしておりますし、各団体も、これについて周知をしていくという感じでございます。これが連携協定というふうに変わっていく、連携団体というふうに変わっても、基本は変わらずパートナーシップをもってやっていくと。双方でそう

いった活動をしながら、周知に努めていただくというところは変わらないというふうに考えておりますし、それから、区市町村との関係でも、東京都と連携をしている団体というところをお知らせしながら、各市町村のプラットフォームにもぜひ入っていただくように東京都から働きかけをしていく、このように考えています。

○斎藤副部長 分かりました。ありがとうございます。

○中島部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

あと、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○中島部会長 都と協定を結んで進めていくということで、特に実地の確認なども取り入れていきたいというお話でございました。

ありがとうございました。おおむね御了解いただいたということかと思しますので、この点については、さらに議題を進めさせていただきたいと思います。

それでは、次の議題なんですけど、3番ですね、オープンダイアログについてという議題に進みたいと思います。

それでは、このテーマにつきまして、斎藤副部長から、相談支援アプローチの一つであるオープンダイアログについて、精神科医療の視点から御発表いただきたいと思えます。では、斎藤委員よろしくお願ひいたします。

○斎藤副部長 よろしくお願ひします。では、説明させていただきます。

オープンダイアログと申しますのは、これはフィンランドの西ラップランドというところで80年代から実践されている、もともとは統合失調症のケアの技法であり、サービス供給システムであり、ケアの思想の名前であるということになります。この地域のケロプダス病院という病院があるんですけども、そこのファミリー・セラピスト、家族療法家を中心となって開発してきた技法でもあります。

やっていることは単純に対話でありまして、治療チームをつくりまして、クライシスの対応に行って、それが解消するまで毎日対話をするという、すごくインテンシブな対話をするんですけども、これは最も重度の統合失調症のケースに関する話でありまして、通常の外来でやる場合もありますし、家庭でやる場合もありますし、いろんな場面でやることができるという、一種の手法という側面を持っています。結果的に、入院治療、薬物療法を可能な限り行わないということに成功しています。

導入の経緯は、詳しくは触れませんが、大事なことは、1984年にこの病院では、「クライアントについて、スタッフだけで話すのをやめましょう」というルールを作ったんですね。これは障害者権利条約の「私たちのことを、私たち抜きで決めないで」というルールと似ていますけれども、そういったルールを作って、実践を続けたところ治療成績が飛躍的な向上をしたことが知られておりまして、これは、まさにクライアントの尊厳を尊重する第一歩だったと今は言われています。この日がオープンダイアログが誕生した日と考える人もいます。

この病院では、職員全員がこの研修を受けまして、全員がセラピストになるということになっています。同じセラピストですから、上下関係はないという前提でやります。患者と治療者の間にも上下関係はないというふうにやっていますし、職員間でも上下関係はないという、ヒエラルキーの否定というところから始めているということも大変重要な視点だと思います。

これは、中心人物ヤーコ・セイックラさん、彼が一人で開発したわけじゃないんですけども、彼が理論的主導者ということですね。著作としましては、このように『オープンダイアログ』という本があり、これは私が訳しましたけれども、『開かれた対話と未来』という本と2冊出ています。これは『オープンダイアログとは何か』という、私が書いた入門書です。昨年、漫画版も出しましたので、手っ取り早く理解されたい方は、そちらを読んでいただければと思います。

これはフィンランドですね。トルニオというのは、北極圏の小さい町なんですね。スウェーデンとの国境にトルネ川という川があるんですけども、そのデルタ地帯、中洲にある町で、この外れのほうにこの病院があります。

これがその病院ですね、非常に小さい病院ですね。病室も割と貧相なんですけれども、こんなふうにミーティングルームは非常に立派でありまして、ここで入院患者さんや外来の患者さんの対応をするということになります。

これは、治療成績ですけれども、ODAP、オープンダイアログを使った群と、それから伝統的治療群といいますのは、薬と入院を使った治療群ですけれども、歴然と差があって、二群間比較をするまでもないというくらいはっきりと差があります。たとえば症状残遺率が18%、50%。再発率が24%、71%みたいな感じですね。つまり非常に治療成績もいいということです。

もっとエビデンスレベルの高い研究としては、ODLONGという研究をやったりしています。後ろ向きコホート研究（追跡調査）ですけれども、この調査によっても有効性が実証されているということで、今イギリスのほうでも大規模RCTがなされていて、それが報告されれば、エビデンスとしては盤石なものになると考えられています。精神療法のエビデンスは難しいんですけども、いろんな国が競って研究していますので、標準的な方法としては、いずれ確立されるであろうと思われています。

ちなみに、ヨーロッパ各国では、このオープンダイアログというのは、メンタルヘルスのサービスシステムの中に実装されつつありまして、デンマークとかドイツとか、イギリスはもう大規模RCTの研究を進めているところですから、かなり先頭を切っていますけれども、ほかの国でもメンタルヘルスサービスに実装が進んでいるということで、日本では、私が今担当しているのは、茨城県笠間市というところのひきこもり訪問支援事業をやっていますけれども、その中でオープンダイアログの研修を受けたり、研修をしたりしていますし、ほかの自治体でも、かなりオープンダイアログを訪問支援に使おうという動きはだんだん顕在化してきているという状況です。

去年は、東京の多摩市の精神保健福祉センターでも研修をしまして、いろんな自治体や支援団体、それから精神医療機関が関心を持っているということが事実としては起きているということです。

オープンダイアログには、七つの原則があります。ただしここには、かなりトリビアルな技法も含まれますので、その辺ははしょりまして、大事なところだけ拾っていきますと、即時対応といいますのは、ニーズには可及的すみやかに対応をするということですね。

それからネットワークの視点といいますのは、クライアントだけじゃなくて、家族、それから友人、知人、そういった人々とのつながりを重視して、その中で関係修復を図ると。見方によっては、このオープンダイアログといいますのは、治療チームの力でネットワークを修復する手法であると言う人もいます。つまり個人の脳とか、個人の心が病んでいるとは考えないんですね。ネットワーク全体を修復すると、個人の問題も、問題といいますか、悩みも解決に向かうんだということになります。これは、人間的な悩みから、病による悩みまで、それは選ぶところなく対応しているということですね。

柔軟性、機動性といいますのは、その都度のクライアントのニーズに合わせた対応をするということでありまして、責任と連続性というのは、同じチームが最後まで責任を持って関わる、ということでもあります。

一番重要なポイントとして、この「不確実性に耐える」ということがございまして、これは答えのない不確かな状況に耐えるとありますけれども、ぶっちゃけて言えば、これは要するにプランを立てないということです。治療計画を一切抜きで対応をしましょうということです。あらかじめプランどおりに治療を進めることは考えない。我々もこれを実践する中で、この治療プランというのは、ほとんど不要なものであるというふうに考えるに至っております。プランどおりにまざりませぬし、うまくいったケースほど、立てたプラン以外の要素が深く関与してきて、それで成果につながっていくということが、よくありますので、治療プランなしのほうがうまくいくということは、私は真理だと思っています。けれども、これは自治体の実装する場合には、非常に都合が悪い面もある。プランを立てて、成果を出して、評価してみたいなPDCAサイクル的なものが必要になってきますので、これはダブルスタンダード、つまり表面的には、それを立てた振りをして、実際に実践の場では、プランなしでやるというふうなことを考えてやっております。

対話主義といいますのは、対話を続けていけば何とかなるという発想で、一種の楽観主義ですね。

オープンダイアログが注目される理由なんですけれども、今、日本でも非常にいろんな精神科病院とかクリニックとか、先ほど言いましたように自治体が応用を進めているところがあるんですけれども、何といたっても対話で、この急性精神病、統合失調症ですね、これが改善、治癒するというのが、多分世界で初めて実証されたという、特殊



な精神療法であるということが大きいと思います。やっていることは非常に普通の対話なんですけれども、その対話で、まさにリカバリーが起こってくるということですね。

結果的に対話で回復してしまうので、薬や入院を使わずに済むというところがあります。ただし、いわゆる反精神医学ではありません。

実践に際しては治療チームの存在が、日本では結構ハードルになるかもしれない思っていて、現場で、そういうチームを組もうとしてもなかなか仲間が見つからないという悩みをよく聞きます。ただ、二人以上のチームが組めればできますので、これはあらかじめそういう前提で実装をすれぱうまくいくだろうと考えております。

立場としては、セラピスト全員が対等である、平等であるということですね。もちろんクライアントとセラピストも対等という考え方です。

透明性とリフレクティング、支援とか治療のプロセスは全部クライアントに見えるように透明化していくということがポイントです。

ですから、スタッフだけのミーティングやカンファレンスは一切ないということになります。言い方を変えれば、本人が見ている前でカンファレンスをしているという状況です。

リフレクティングといいますのは、これは家族療法の技法なんですけれども、簡単に言えば、本人と家族の目の前で本人のうわさ話をして見せるというような感じです。つまり、専門家同士がかつては密室でクライアントに隠れて話し合ったことを、クライアントの前で話して見せるということをやるのがリフレクティングです。本当はそれだけではないんですが、さしあたりそんなふうにイメージしていただければ、当たらずと言えずとも遠からずというところですね。

これは、直接アドバイスをするよりもはるかに自発的に聞いてもらえるというメリットが非常に大きいのと、それから、リフレクティングの真意をクライアントが聞く中で、内面に様々な連想が沸き起こってきて、それで意思決定がしやすくなるというメリットがありますので、これはオープンダイアログの一つの柱をなす手法でもありますが、ただ、リフレクティングをするためには、チームじゃなきゃできませんので、そこがネックと言えればネックとも言えるかもしれませんが、非常に有効な手法でもあるということですね。

実践の心得としましては、対話の目的なんですけれども、対話の目的というのは「変えること」「治すこと」ではないということがポイントです。対話の目的は、対話を続けること、対話を続け、広げ、深めることが目的です。いわば自己目的ですね。オープンダイアログは、いわゆるゴールオリエンテッドではないと言われます。何らかのゴールを目指すわけじゃなくて、プロセスオリエンテッド、よきプロセスをつくり出すということが目標になります。

ですから、ひきこもりガイドライン等にも、そういう設定があったと思いますけれども、自分らしく生きられるとか、主体性を回復するとか、これは実はゴールではないん

ですよ。全ての人が目指すべき一つのプロセスを意味しておりまして、そういったよいプロセスを支援者と相談者が共同でつくっていきましょと、共同創造していきましょと、そういったイメージを持っていますが、その一つの方法が対話であるということになります。

当然ですけれども、対話においては、「議論」、「説得」、「説明」、「アドバイス」はタブーとされています。なぜなら、これらは全てダイアログではなくてモノログだからということが理由です。

モノログという理由は、これは全部結論ありきなんですよ。 「議論」、「説得」、「説明」、「アドバイス」というのは、全て結論ありきで、話し手の中にある結論を受け手にいかに飲み込んでもらうかが目標ですから、これは対話ではありません。対話というのは、話者も聞き手も、どこに連れていかれるか分からない不確実性の中でなされるプロセスであるというのが、この対話の理解ですね。

対話の大事なことは、クライアントの主観を尊重して、ポリフォニーを尊重していくと、ポリフォニーというのは、いろんな意見が共存している状態をポリフォニーと言いますけれども、いろんな意見が共存している状態のほうが、クライアントの主体性、自発性が回復されやすいわけです。ポリフォニーというのは、いわゆるハーモニーとかシンフォニーではないという点が重要です。つまり、調和とかバランスを目指さないということです。凸凹があってもいいし、いろんな意見があってもいいという状況で、隙間が多い状況をつくっていくと。隙間、スペースにおいて、さっきもいいましたように、クライアントは主体性を回復すると考えられています。ですから、対話というのは、合意形成が目標ではなくて、むしろ違いを共有していくと、あなたと私の違いはどういうところにあるのかということを探りしていくということが、対話の一つの方向性を示しているとも言えます。

ですから、別の見方をすると、対話というのは主観性と主観性の交換であるとも言われます。全ては主観であって、客観的なものに関しては、追求しないというのがルールです。自分の主観をしゃべって、相手の主観を聞かせてもらうということを繰り返していくと、なぜか分かりませんが、リカバリー的なほうに近づいていくということがこのオープンダイアログの実践から分かってきたことのひとつですね。

ダイアログの特徴のもう一つは、徹底してクライアントの尊厳に配慮するということです。それは、さっきも申し上げた「過程を全部見せる」ということもその一つですよ。それから、強引に説得をしたりとかもしないと、アドバイスもしないと、常にクライアントの判断を尊重していくと。

ただし、尊重するということがイコールそっとしておくとか、放置するとかではなくて、対話の中でそれぞれの主観の交換の中で生まれてくるアイデアとか、自発性を尊重していきましょとということです。これは哲学者の國分功一郎さんが言っていますけれども「欲望形成支援」という言葉があります。ひきこもっている人の多くは、私の経験

から言いますと、ニーズを常に持っているとは限らないんですよ。どうしてほしいか分からないとか、どうしていいか分からないという方が非常に多いんですけども、対話を通じてそれが分かってくるということがあって、それがどういうサポートが必要かということを見出す上でも役に立つと思っていますので、ぜひこの対話の考え方をいろんな場面で活用してほしいなと思っています。

私が特に望むのは、まず家庭の中での対話をまずやってみてほしいということが一つと、それから支援の現場においても、こういった手法そのものはなかなか難しいかもしれませんが、発想といいますか、考え方は部分的にせよ、応用ができるかもしれないということを常々思っておりますので、そのような応用を考えていただければ幸いです。

以上で、私の発表は終わりです。ありがとうございました。

○中島部会長 ありがとうございました。

限られた時間の中で、大変エビデンスも含めて分かりやすく御説明いただいたと思います。では、皆様から、御質問なり、御意見はいかがでしょうか。

西委員、お願いいたします。

○西委員 ありがとうございました。今の斎藤先生の御講演は、これからひきこもりの方々に関わっていく上でヒントになるのかなと思います。

まず、自己決定を尊重するというところと、その方の意思ですよ、その決定がひきこもりの方の中には「どうしていいか分からない」という方もが多いのではないかと思います。対話をしていく中で、自己決定をサポートすることができるのではないかと、あと、どうしても私たちはゴールを求めて結論ありきで、何とかしようとなりを強いるように働きかけてしまうことがあります、そういうプレッシャーを与えずに、当事者が自分でどうしたいかというところを当事者と共に見極められるという手法になるのかなと思っております。

実際にいろいろな自治体でもされているということで、今後またこの取組が、直接こういったことをするのは難しいかもしれませんが、関わっている皆様のヒントになるのではないかと思います。

以上です。

あと、先生、対話と会話の違いというのは、本で読んだことがあるんですけども、どういったところにあるのかということをお願いします。

○斎藤副部長 会話といいますのは、最終的には意見のすり合わせとか、合意を目指すのが会話とされておりまして、対話というのは、さっきもちょっと触れましたけれども、自分と相手がどれほど違っているのかということを探りしていくというのが対話であるというふうに考えられています。つまり違いの共有ということが、一つのプロセスですね。違いです、それが。

○西委員 ありがとうございました。

○中島部会長 ありがとうございます。

本当に今のガイドラインの議論と、本当に一致するような形のものかなと思って私も聞いておりました。

皆さん、いかがでしょうか、御質問なり、御意見はいかがでしょう。

もしよろしければ、小野島委員、御感想でも結構ですがいかがでしょうか。

○小野島委員 感想というところで、オープンダイアログに関しまして、私どもも継続的に自主研修という形で取り入れていこうという中で、研修を重ねているところです。

ただ、やっぱりすぐにできる話ではなく、なかなか難しいので、今後もこの視点を大切にやっていくことが必要なのかなと思いました。

話がずれてしまうかもしれないのですがけれども、私どもは教育という場面から、つつい考えてしまう中にありまして、ユースソーシャルワーカーは、指導ではなく、当たり前前に支援、横の関係、あるいは斜めからの関係というところで今までいろんな形で実践を進め、不登校の生徒さんたちに関わってきたところなののですがけれども、今回改めまして、支援もこんなふうに抵抗があるのだなということがよく身にしみて分かりまして、今後も勉強していくところなのかなと思ったところです。

以上です。

○中島部会長 ありがとうございます。

現場でもオープンダイアログの議論があるというお話をいただきました。ありがとうございます。

それでは、井利委員、お願いいたします。

○井利委員 ありがとうございます。このオープンダイアログの基本的な考え方というのが、もう少しこのガイドラインに何とか組み込めないかなというような感じをすごく持っています。

例えば、当事者や家族、きょうだい等の基本的人権を尊重しているというところで、例えば、基本的人権の中には、意見表明権というのがありまして、いろんなことを、例えばネガティブ感情でも、自分の思っていること、言いにくいことでも言ってもいいというようなところを尊重しているというようなところが、どこかに入らないかなというふうに、ちょっと思ったのがあります。

何を言ってもいいとか、対話で結論ありきとか、こうであるべきではない話をしてもいいという、そういうところが、やっぱり支援とか、支援されるとか、それから何かを何かの目的に沿ってという、どうしてもそこが見えにくくなってくるので、何かそういったことをどこかに組み込めないかなというのが今の感想になります。

もう一つ感じたのは、例えば、家族全体の包括的なアセスメントをやるというところで、例えば、8ページのク、家族全体の包括的なアセスメント、ひきこもりに係る支援は長期にわたるケースも多いため、当事者等の状況の変化に応じて段階的にアセスメントを行いとか、この段階的にアセスメントを行うというのは、やっぱりオープンダイア

ログ的でないなと思って、例えば、柔軟にとか、その人に応じてとか、そんな言い方があるかなというのと、その後の当事者の意思決定と意思表示の支援ということで、もちろん強制しないけれども、ここにオープンダイアログ的な、さっき言ったようなネガティブなことでも何でも話せるようなそういった形を支援していくという感じですかね。

当事者がニーズを表明できる環境づくりといったところで、さっき斎藤先生もおっしゃっていただきましたけれども、やはりなかなか自分が何をしたいのかとか、どうすればいいのかとか、自分に何が必要なのかということが分からないという形の、分かる人はそれを言えばいいんですけれども、分からない人をどういうふうに、そこを掘り起こして行って、その方のニーズをこちらが受け止めて、それに応えていくかということになると、どうしても対話といったものが必要になるところが抜けてしまうと、何か言える人だけが家族会に行って、自分のことが言えるといったような流れにならないように、何とかその辺をうまくできるといいかなと思いました。

以上、感想になります。

○斎藤副部長 ありがとうございます。

○中島部長 ありがとうございました。

とても大事な御提案をいただいたと思います。ガイドラインの中で、オープンダイアログの考え方を生かすべきではないかというような御提案をいただきました。

後で事務局にもコメントをいただこうと思いますが、林委員、いかがでしょうか。当事者の皆さんの取組とも一致するような気がして聞いていたんですけど、いかがでしょうか。御感想でも結構です。

○林委員 ありがとうございます。本当にそのとおりで、やっぱりあえて支援という言葉を使えば、支援に向き合うときの姿勢であったり、本人の力をやはり信じるという、本来どの人もきちんと自分で自分の人生を生きていく力をそもそも持っているの、それを回復する手助けをするというような、まなざしというか、姿勢というようなものは共通しているんじゃないかなと思いました。

本当にできることなら、こういったオープンダイアログのような形でひきこもりの支援も少しずつでも進んでくれたらなということは思っています。ありがとうございます。

○斎藤副部長 ありがとうございます。

○中島部長 ありがとうございます。

上田委員もいかがでしょうか。こういった考え方、とてもつながると思って、私は聞いていたんですけども、いかがでしょうか。お願いいたします。

○上田委員 オープンダイアログは、本当に家族会もたくさん学ぶべきところがある視点です。やはり互いの違いを認められないところから親子関係のこじれが生じます。互いが違っていいし、いろんな意見があっていい。本当にそういう尊重できる

その姿勢というところをなかなかまだまだというところもあるんですが、そのために安心安全に話ができる、そういうところは、このガイドラインに盛り込んでいただける要素が本当にたくさんありますし、常に忘れないでいたいところがたくさんあったかと思えます。ありがとうございます。

○中島部会長 ありがとうございます。

井利委員をはじめ、ガイドラインに反映させられるのではないかと御提案などをいただいたと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

○小澤生活支援担当課長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます。このガイドラインへの反映というのは、なかなか難しいところではあるんですけども、今、直接的には、資料4の7ページ目のところに今、枠は設けておりますので、ここのところに、本日の斎藤委員の御発表のエッセンスをできるだけ入れ込めるようにしながらというところと、あと、ガイドラインの3ページ目の(4)で、これは東京都がどのように取り組むかというところがあるんですが、ここの(4)の④の中で連携団体に対し、専門家によるコンサルティングや研修機会を提供するといったところ、今も若者社会参加応援事業の中で研修ということをやっているわけですけども、この中で、すぐにできるかどうかちょっと分からないですけども、連携、協定を結んだ団体に対し、こういった研修が提供できるようなところを目指していければいいかなというところですね。

本日、井利委員からヒントもいただきましたけれども、今後もお気づきの点があれば、この議論が終わった後でも結構ですけども、各委員からお気づきのところをメールでいただければと思っております。

ただ、東京都がこのガイドラインは最後作っていくものでございますので、全てを反映できるかどうかというのは、ある程度は東京都にお任せいただき、また、このガイドラインで全てが決まるわけではなくて、この理念を生かしながら、今後どのようにいろんな団体と連携をしつつ、その連携団体が新しい考え方で活動ができるかどうかというところも重要かと思っておりますので、そういった形でガイドラインに反映できるところは極力反映しつつ、今後の東京都の取組にも生かしていきたい、そのように考えています。ありがとうございます。

以上です。

○中島部会長 ありがとうございます。

今日のこのオープンダイアログの考え方を生かしていきたいということで御発言をいただいたと思います。ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。皆様から、斎藤委員からの御説明がありましたけれども、おおむねよろしいでしょうか。

(なし)

○中島部会長 ありがとうございます。

では、今日を通じて、全体的なことこういったところを一言お伝えしておきたいというような部分がありましたら、この時間でお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 最後の時間で申し訳ありません。

資料5-1の活用方法を通じて、感想を述べさせていただきたいんですけども、(3)で区市町村は、本ガイドラインを参考に、身近な地域における支援団体や都の連携団体を含むプラットフォームを構築する。事務局からも御説明があったんですけども、このガイドラインの活用方法として、今私どもは八王子の中でも地域、いろんな立場の方がひきこもりの方の御支援に参加をしていただく、興味をお持ちいただくことが増えています。

ただ、私たちもそうなんですけれども、まだまだ支援に関する蓄積がない中で、どうしても話がいろんなところでちょっとずれていってしまうことが往々としてあるんですけども、その中で、このガイドラインができることによって、一つこのガイドラインがその中心になる、あるいはパスポートになる。このガイドラインを通じて、いろんな地域の方、支援の担当の方が、緩やかに集まれる旗印になっていくのかなと、今ふと思ったところなんですけれども、そういう意味では、ガイドラインの活用というものは、もう少しいろんな方法があるのかなというのを一つ思っています。

また、先ほど都の協定の話で、市、地域を超えた活動をされる団体が多分多くいらっしゃると思うんですけども、逆に、私たち市区の立場からいうと、なかなかその市や区の範囲を出られないというところもあります。

ただ、やはりこういうひきこもりの方の御支援、市や区の境界を越えて、いろんな市や区のそういうサービスや何か支援が受けられれば、もっともっと全体的なレベルアップにもなっていくのかなと思います。

そういう意味で、ぜひ東京都には、市や区を超えたところで、どういうつながりができるか、先ほど林委員のほうから国立市の事例もありましたけれども、そういう事例も私たちはもっともっと知りたいというところがありますので、さらにいろんな意味での御助言とか、御支援をお願いできればと思います。

以上です。

○中島部会長 ありがとうございます。

このガイドラインの活用方法をもっといろいろ活用できるのではないかとということと、さらに応援するという意味でのメッセージだったと思います。ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。簡単に一言だけ。

先ほど遠藤委員から、就職するという、就労のことも大事なんじゃないかというお話

がありました。もちろんひきこもりの当事者のほとんどの人は、働きたい、自立したいと思っているわけで、就労支援が必要ないということではもちろんなくて、むしろ大切なことだと私も思っています。

当事者の人たちがなぜ仕事に就くことが難しいのか、また就いてもすぐ辞めることになってしまうのかということ考えたときに、やはり働く環境のほうを整えていく必要があると思うんですね。さっきも超短時間雇用の話をしましたけれども、長年引き籠っていた人が、いきなり9時5時で週5日働くというのは、家に閉じ籠っていた人に、いきなりエベレストに登れと言っているようなものなんですよね。ですので、1日1時間とか、そういう短時間で働いていけるような企業さんを開拓して、団体や自治体の方と企業さん、もしくは商店や農家さんとも協力してやっていくということが必要ですし、また多くの方が安心して働ける職場の環境づくりということも非常に重要だと思うんですね。

当事者の人たちの多くは仕事をしたいという、実は意欲はとてもあるんですけども、頑張っただけでチャレンジした結果、そこでぼろぼろになって再びひきこもるということが、とても多いんですね。ですので、ぜひ企業とか、働く側の環境を何とかしていくというような視点も持っていただきたいなと思います。

それから、何度も言いますが、この超短時間雇用の取組、幾つか全国で自治体で取組が始まっていますが、東京都は東久留米市が進めているんですね。これは地元の商工会が協力してやっているんですが、実は今この委員会の最中に、新しい情報が入ってきてまして、来年度からは、ひきこもりだけではなくて、高校の中退生やシングルマザーなど、フルタイム就労が難しい人への支援も広げていくということで、何か新たに助成金でしょうか、というようなものも取ってもやっていくという情報が今入ってきました。

実は、この東久留米市の商工会の取組は、たしか東京都の何か助成金か、何か支援を受けてやっていると聞いています。ただ、それ自体が申込み者がとても少なくというような話を、この商工会の方から聞いたこともあるんですね。東久留米市は、民間のひきこもりや精神障害の支援団体の方が本当に頑張っていて、地域でそういう協力をしてくれる企業さんとかとのつながりも作っておられます。ですので、そういった取組にもぜひ注目をしていただいて、働く場の開拓をしていただけたらなと思いました。

ありがとうございます。

○中島部会長 ありがとうございます。

では、そろそろ予定の時間が来ておりますので、私のほうで簡単に感想といいますか、まとめをさせていただきたいと思います。

本当に今日の議論は、改めて当事者、そして家族の自尊感情、自己肯定感ということのを大事にしながら、まさにそういったものを大事にしていくんだと。そのときに、「支援」とか「回復」という言葉の使い方をどうしていくのかというところが、一つ議論にはなったかなと思います。



ただ、このガイドラインの考え方の後押しになるような意味で、オープンダイアローグの議論が出てきたのかなと思うんですね。改めて、こういった御本人が、当事者の方が、自分から参加したくなるような、出かけていきたくなるような、そういう情報発信というものが大事なんだと、そういうものがガイドラインにおいて大事なんだということが、今日の軸だったと思いますので、こういった対話というものが、援助としてあるんだということが軸になったのは、とてもいい議論ができたのではないかなと思って聞いておりました。

また、様々な御意見をいただきましたので、事務局のほうでこれを整理していただいて、そして親会になりますけれども、そちらのほうに御報告させていただきたいと思っているところでございます。

簡単ですが、私のまとめに代えさせていただきたいと思います。

では、事務局のほうよろしくお願いたします。

○小澤生活支援担当課長 ありがとうございます。

本日、長時間にわたり活発な御議論をいただきまして、本当にありがとうございます。

最後に、資料7の説明をさせていただきます。

2月頃に、第2回支援協議会、本年度の支援協議会を開催いたしまして、こちらで第1回、第2回の支援プログラム検討部会で御議論いただいた内容を事務局で整理をさせていただいて、中島部会長と調整させていただいた上で、こちらにて御報告をしたいと考えてございます。

来年度、また新しい事業ということで開始をし、新しい支援団体に、地域家族会や自主的な活動も含めて、開拓をしてみたいと考えています。

事務局からは以上です。

○中島部会長 ありがとうございます。

それでは、皆様からの御意見をまとめるという形で御報告をさせていただくということで、よろしかったでしょうか。

(異議なし)

○中島部会長 ありがとうございます。それでは、御報告をさせていただきたいと思いません。

それでは、以上をもちまして、閉会とさせていただきたいと思います。本日は、長時間どうもありがとうございました。

(午後8時00分 閉会)